

学校法人 光華女子学園 寄附行為

第一章 総 則

(名称及び事務所)

第 一 条 本法人は学校法人光華女子学園と称し、その事務所を京都市右京区西京極野田町三拾九番地に置く。

(基本規定)

第 二 条 本法人についての規定は法令に定めるものの外、本寄附行為の定めるところによる。

第二章 目的及び事業

(目的)

第 三 条 本法人は教育基本法及び学校教育法に従い、仏教精神に基き、学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第 四 条 本法人は前条の目的を達成するため、次の学校を設置する。

一、京都光華女子大学

大 学 院

心理学研究科、

看護学研究科

キャリア形成学部

キャリア形成学科

健康科学部

健康栄養学科、

看護学科、

- 二、京都光華女子大学短期大学部
 - こども教育学部
 - 人間健康学群
 - ライフデザイン学科
 - 心理学、医療福祉学科
- 三、京都光華高等学校
 - 全日制課程
 - 普通科
 - こども教育学科
- 四、京都光華中学校
 - 国際挑戦科
- 五、光華小学校
- 六、光華幼稚園

(付随事業)

第四条の二 本法人は、本法人が行う教育研究事業に付随する事業として、次に掲げる事業を行う。

- 一、光華もの忘れ・フレイルクリニック

第三章 役員及び理事会

(役員)

第五条 本法人に次の役員を置く。

- 一、理事 八名以上十名以内
 - 二、監事 二名以上三名以内
- 2 理事のうち一名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事

長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第六 条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

一、光華女子学園学园长

二、京都光華女子大学学長

三、評議員のうち互選により選任された者 三名又は四名

四、本法人に関係深い学識経験者のうちから、評議員会の意見を聞いて、前三号

の理事の過半数の議決により選任された者 三名又は四名

2 前項第一号、第二号及び第三号の理事は、その職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第七 条 監事は、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、

理事長が選任する。ただし、本法人の理事、職員(学長(校長)、教員その他の職員を含む。以下同じ。)及び評議員又は役員配偶者若しくは三親等以内の親族からは選任できない。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員任期)

第八 条 役員(第六条第一項第一号及び第二号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。)の任期は四年とし、欠員を生じた場合の補欠の任期は前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、その任期満了後でも、後任者が選任されるまではなおその職務(理事長

にあつては、その職務を含む）を行う。

（役員解任及び退任）

第九 条 役員が次の各号の一に該当するに至つたときは、理事総数の四分の三以上の理事

事が出席した理事会において、四分の三以上の議決及び評議員会の同意を得て、これを解任することができる。

一、法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき

二、心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

三、職務上の義務に著しく違反したとき

四、役員たるにふさわしくない重大な非行があつたとき

2 役員は次の事由によつて退任する。

一、任期の満了

二、辞任

三、死亡

四、私立学校法第三十八条第八項第一号又は第二号に掲げる事由に該当するに至つたとき

（理事長の職務及び職務の代理）

第十 条 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理する。ただし、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した理事又は互選による他の理事がその職務を代理する。

（理事の代表権の制限）

第十一 条 理事長以外の理事は、本法人の業務について、この法人を代表しない。

（監事の職務）

第十二 条 監事は次の各号に掲げる職務を行う。

- 一、 本法人の業務を監査すること
 - 二、 本法人の財産の状況を監査すること
 - 三、 本法人の理事の業務執行の状況を監査すること
 - 四、 本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること
 - 五、 第一号から第三号までの規定による監査の結果、本法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること
 - 六、 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること
 - 七、 本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること
- 2 前項第六号の請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる
- 3 監事は、理事が本法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によつて本法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第十三条

- 1 本法人に理事をもつて組織する理事会を置く。
- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事長は、随時理事会を招集し、その議長となる。ただし、理事総数の三分の二以上から、会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から七日以内にこれを招集しなければならない。
- 4 前条第2項に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 5 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の七日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 7 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の三分の二以上の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第10項の規定による除斥のため三分の二に達しない時は、この限りではない。
- 8 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 9 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 10 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第十四条

議長は、理事会の開催の場所（当該場所に存しない役員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む）及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2

議事録には、議長並びに出席した理事のうちから互選された理事二人以上及び出席した監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあっては、電子署名。以下同じ。）し、常にこれを事務所に備えておかなければならない。

3

利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第四章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第十五条

本法人に、評議員会を置く。

2

評議員会は、十九名以上二十三名以内の評議員をもって組織する。

3

評議員会は、理事長が招集する。

4

評議員会に議長を置き、理事長をもって充てる。

5

理事長は、評議員総員の三分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二十日以内に、これを招集しなければならない。

6

評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付すべき事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

7

前項の通知は、会議の七日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要

8 する場合は、この限りではない。

8 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その会議を開き議決することができない。ただし、第11項の規定による除外のため過半数に達しないときは、この限りではない。

9 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

10 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

11 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

12 第8項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。

(議事録)

第 十六 条 議長は、評議員会の開催の場所（当該場所に存しない評議員が評議員会に出席をした場合における当該出席の方法を含む）及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長並びに出席した評議員のうちから互選された評議員二人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えておかなければならない。

(諮問事項)

第 十七 条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- 一、予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項

二、事業計画

- 三、事業に関する中期的な計画
- 四、役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当）の支給の基準
- 五、予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- 六、寄附行為の変更
- 七、合併
- 八、目的たる事業の成功の不能による解散
- 九、寄附金品の募集に関する事項
- 十、その他本法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

（評議員会の意見具申等）

第十八条 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

（評議員の選任）

第十九条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一、学長を除く設置学校の長
- 二、設置学校の職員のうちから評議員会の意見を聞いて理事会において選任された者
 - 三名以上五名以内
- 三、設置学校の卒業生で年齢二十五歳以上の者のうちから評議員会の意見を聞いて理事会において選任された者
 - 二名以上四名以内
- 四、理事長及び理事のうちから互選により選任された者
 - 四名以上六名以内
- 五、本法人に係のある者のうちから評議員会の意見を聞いて理事会において選

任された者

四名以上六名以内

(任期)

第二十条 評議員(前条第一項第一号及び第四号に掲げるものを除く)の任期は四年とし、

欠員を生じた場合の補欠の任期は前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

3 評議員は、その任期満了後でも、後任者が選任されるまでなおその職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第二十一条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の三分の二以上

の議決により、これを解任することができる。

一、心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

二、評議員たるにふさわしくない重大な非行のあったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

一、任期の満了

二、辞任

三、死亡

第五章 資産及び会計

(資産)

第二十二条 本法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第二十三条 本法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、本法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資産とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入さ

れた財産とする。

- 3 運用財産は、本法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(財産処分制限)

第二十四条 基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金は、これを消費し又は担保に供してはならない。但し、この法人の業務遂行上やむを得ない事由があるときは、理事の三分の二以上の同意を得て、その一部に限り処分することができる。

(経費の支弁)

第二十五条 本法人の設置する学校の経営に要する費用は、運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料、入学金、試験料その他の運用財産(不動産及び積立金を除く。)をもって支弁する。

(会計)

第二十六条 本法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第二十七条 本法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得なければならぬ。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- 2 本法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得なければならぬ。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

る。

(決算及び実績の報告)

第二十八条 本法人の決算は、毎会計年度終了後二月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第二十九条 本法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿）を作成しなければならない。

2 本法人は、前項の書類及び第十二条第1項第四号の監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、本法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、本法人は、役員等名簿について同項の請求があつた場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第三十条 本法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

二、寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容

三、監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

四、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類内容

五、役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

（役員報酬）

第三十一条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（資産総額の変更登記）

第三十二条 本人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在より、会計年度終了後三月以内に登記しなければならない。

（会計年度）

第三十三条 本人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第六章 解散

（残余財産の帰属者）

第三十四条 本人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の三分の二以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

第七章 寄附行為の変更

（寄附行為の変更）

第三十五条 この寄附行為を変更しようとするときは、評議員会の意見を聞いて、理事会に

2
おいて出席した理事の三分の二以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならぬ。
私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得て文部科学大臣に届け出なければならない。

第八章 公告方法その他

(公告の方法)

第三十六条 本法人の公告は事務所前の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第三十七条 本寄附行為施行についての細則は理事会において別にこれを定める。

(責任の免除)

第三十八条 役員が任務を怠ったことによつて生じた損害について本法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によつて免除することができる。

(責任限定契約)

第三十九条 理事（理事長、業務を執行したその他の理事又は本法人の職員でないものに限る。）又は監事（非業務執行理事等）が任務を怠ったことによつて生じた損害について本法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金百万円以上であらかじめ定めた額と

私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいづれか高い額を限定とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、昭和二十二年四月一日から施行する。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、昭和二十三年四月一日から施行する。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、昭和二十五年三月十四日から施行する。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、昭和二十六年二月二十八日から施行する。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、昭和二十九年四月十七日から施行する。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、昭和三十九年一月二十五日から施行する。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、昭和四十年三月十三日から施行する。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、昭和四十三年一月十八日から施行する。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、昭和五十四年七月二十一日から施行する。

附則

(施行期日)

一、この寄附行為は、平成五年四月一日から施行する。

(光華女子短期大学家政科の存続に関する経過措置)

二、光華女子短期大学家政科は、改正後の寄附行為第三条第二項第二号の規定にかかわらず、平成五年三月三十一日に在学するものが、当該学科に在学しなくなるまでの間、

存続するものとする。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、平成六年四月一日から施行する。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、平成六年十一月二十二日から施行する。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成八年八月三十日)から施行する。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成九年十二月十九日)から施行する。

附則

(施行期日)

平成十二年二月三日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成十二年四月一日から施行する。

(光華女子大学文学部の日本文学科及び英米文学科の存続に関する経過措置)

光華女子大学文学部の日本文学科及び英米文学科は、改正後の寄附行為第三条第二項第一号の規定にかかわらず平成十二年三月三十一日に当該学科に在学する者が、当

該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

（光華女子短期大学の生活学科の存続に関する経過措置）

光華女子短期大学の生活学科は、改正後の寄附行為第三条第二項第二号の規定にかかわらず平成十二年三月三十一日に当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則

（施行期日）

平成十二年三月二十四日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成十二年四月一日から施行する。

附則

（施行期日）

平成十二年十一月二十一日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成十三年四月一日から施行する。

附則

（施行期日）

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成十二年十二月二十一日）から施行する。

附則

（施行期日）

平成十三年二月七日文部科学大臣認可の寄附行為は、平成十三年四月一日から施行する。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成十三年八月一日)から施行する。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成十三年十月三十日)から施行する。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成十四年七月三十日)から施行する。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成十五年七月二十九日)から施行する。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、平成十六年四月一日から施行する。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成十七年五月十六日)から施行する。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成十七年十二月五日)から施行する。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、平成十八年四月一日から施行する。

(京都光華女子大学短期大学部生活環境学科の存続に関する経過措置)

京都光華女子大学短期大学部生活環境学科は、改正後の寄附行為第四条の規定にかかわらず平成十八年三月三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、平成二十年四月一日から施行する。

(京都光華女子大学文学部英語英米文学科の存続に関する経過措置)

京都光華女子大学文学部英語英米文学科は、改正後の寄附行為第四条の規定にかかわらず平成二十年三月三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

(京都光華女子大学人間関係学部の存続に関する経過措置)

京都光華女子大学人間関係学部は、改正後の寄附行為第四条の規定にかかわらず平成二十年三月三十一日に当該学部 に在学する者が当該学部 に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

(京都光華女子大学人間関係学部人間健康学科の存続に関する経過措置)
京都光華女子大学人間関係学部人間健康学科は、改正後の寄附行為第四条の規定にかかわらず平成二十年三月三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成二十二年十月二十九日)から施行する。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、理事会承認の日(平成二十五年五月三十日)から施行する。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、平成二十六年四月一日から施行する。

(京都光華女子大学大学院人間関係学研究科の存続に関する経過措置)

京都光華女子大学大学院人間関係学研究科は、改正後の寄附行為第四条の規定にかかわらず平成二十六年三月三十一日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成二十六年十月三十一日)から施行する。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成三十年三月十六日)から施行する。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、令和二年四月一日から施行する。

附則

(施行期日)

令和二年三月十八日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和二年四月一日から施行する。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(令和三年七月二十六日)から施行する。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(令和三年九月十七日)から施行する。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、令和四年四月一日から施行する。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(令和四年九月七日)から施行する。

寄附行為変更について (新旧対照表)

寄附行為を下記のとおり変更する。

- ・ 歯科衛生学科設置に伴い、学科追加を行う。

記

新	旧
<p>(設置する学校)</p> <p>第四条 本法人は前条の目的を達成するため、次の学校を設置する。</p> <p>(1) 京都光華女子大学</p> <p style="padding-left: 2em;">大学院 心理学研究科、看護学研究科</p> <p style="padding-left: 2em;">キャリア形成学部 キャリア形成学科</p> <p style="padding-left: 2em;">健康科学部 健康栄養学科、看護学科、 心理学科、医療福祉学科</p> <p style="padding-left: 2em;">こども教育学部 こども教育学科</p> <p style="padding-left: 2em;">人間健康学群</p> <p>(2) <u>京都光華女子大学短期大学部</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ライフデザイン学科</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>歯科衛生学科</u></p> <p>(3) 京都光華高等学校 全日制 普通科 国際挑戦科</p> <p>(4) 京都光華中学校</p> <p>(5) 光華小学校</p> <p>(6) 光華幼稚園</p> <p><u>附則</u></p> <p>(<u>施行期日</u>)</p> <p>令和 年 月 日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和 年 月 日から施行する。</p>	<p>(設置する学校)</p> <p>第四条 本法人は前条の目的を達成するため、次の学校を設置する。</p> <p>(1) 京都光華女子大学</p> <p style="padding-left: 2em;">大学院 心理学研究科、看護学研究科</p> <p style="padding-left: 2em;">キャリア形成学部 キャリア形成学科</p> <p style="padding-left: 2em;">健康科学部 健康栄養学科、看護学科、 心理学科、医療福祉学科</p> <p style="padding-left: 2em;">こども教育学部 こども教育学科</p> <p style="padding-left: 2em;">人間健康学群</p> <p>(2) 京都光華女子大学短期大学部</p> <p style="padding-left: 2em;">ライフデザイン学科</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(新設)</u></p> <p>(3) 京都光華高等学校 全日制 普通科 国際挑戦科</p> <p>(4) 京都光華中学校</p> <p>(5) 光華小学校</p> <p>(6) 光華幼稚園</p>

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類										
区 分	年 度		2022 年度	開設年度の前年度	開設年度	2025 年度	2026 年度		2027 年度	合 計
			千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
設置経費	校 地 (うち造成費)		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)		— (—)	— (—)
	施 設	基 準 内	16,131	195,117	—	—	—		—	211,248
		基 準 外	—	—	—	—	—		—	—
	設 備	図 書	—	4,419	2,670	—	—		—	7,089
		教 具	—	—	—	—	—		—	—
		校 具 備 品	183	263,463	7,699	—	—		—	271,345
	小 計		16,314	462,999	10,369	—	—		—	489,682
新設校の開設年度の経常経費										
合 計			16,314	462,999	10,369	—	—		—	489,682

既設校からの 共用 転	施 設	基 準 内	245,595	千円
		基 準 外	64,517	千円
	設 備	図 書	88,759	千円
		教具・校具・備品	9,315	千円

様式第4号その4(第11条関係)

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
現金預金	189,682千円	2022年度までに学納金等事業収入から積立てられた現金預金から2022年度に16,314千円(新校舎建設費 10,085千円、新校舎設計費 1,945千円、校舎改修設計費4,101千円、教具・校具・備品183千円)を支出し、その残1,206,742千円のうち、173,368千円を財源に充当する。
減価償却引当特定資産	300,000千円	2022年度までに学納金等事業収入から積立てられた減価償却引当特定資産3,327,000千円のうち300,000千円を財源に充当
		大学新棟新築計画の解体・撤去費として7,197千円、5号館1階改装工事の解体・撤去費として8,864千円の合計16,061千円を現金預金で別途保有
合 計	489,682千円	

財産目録総括表

科目	年度 (開設年度から3年前の年度)	2021年度末 (開設年度から3年前の年度)	2022年度末 (開設年度の前々年度)	申請時 (2023年3月31日)
一 基本財産		9,677,642 千円	9,876,157 千円	9,876,157 千円
二 運用財産		6,561,213 千円	6,443,219 千円	6,443,219 千円
三 負債額		2,926,717 千円	3,363,451 千円	3,363,451 千円
1 固定負債		1,888,432 千円	2,536,065 千円	2,536,065 千円
2 流動負債		1,038,285 千円	827,386 千円	827,386 千円
四 基本財産+運用財産		16,238,855 千円	16,319,376 千円	16,319,376 千円
五 純資産(四-三)		13,312,138 千円	12,955,925 千円	12,955,925 千円

貸借対照表

2023年 3月 31日

(単位 円)

資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産	14,945,419,746	14,748,621,329	196,798,417
有形固定資産	9,876,157,523	9,677,642,137	198,515,386
特定資産	4,934,000,000	4,934,000,000	0
その他の固定資産	135,262,223	136,979,192	△ 1,716,969
流動資産	1,373,956,127	1,490,233,811	△ 116,277,684
資産の部合計	16,319,375,873	16,238,855,140	80,520,733
負債の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債	2,536,065,007	1,888,432,016	647,632,991
流動負債	827,386,316	1,038,284,939	△ 210,898,623
負債の部合計	3,363,451,323	2,926,716,955	436,734,368
純資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
第1号基本金	19,988,946,197	19,828,403,705	160,542,492
第2号基本金	0	0	0
第3号基本金	300,000,000	300,000,000	0
第4号基本金	318,000,000	318,000,000	0
翌年度繰越収支差額	△ 7,651,021,647	△ 7,134,265,520	△ 516,756,127
純資産の部合計	12,955,924,550	13,312,138,185	△ 356,213,635
負債及び純資産の部合計	16,319,375,873	16,238,855,140	80,520,733

事業計画及びこれに伴う予算書

事業計画

1 施設又は設備の整備計画

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
2023年度	大学新棟新築計画	構造:RC造 地上5階建 面積:3,574.70㎡ 場所:京都市右京区西京極葛野町38番地	着工:2022年12月22日 完成:2024年1月20日予定	京都光華女子大学・大学院・短期大学部 共用
	大学新棟新築計画 建築設計・監理業務	建築設計・監理業務委託	2021年9月～2024年1月	京都光華女子大学・大学院・短期大学部 共用
	5号館1階改装工事	構造:SRC造 面積:801.13㎡ 場所:京都市右京区西京極葛野町38番地	着工:2023年12月1日 完成:2024年3月15日予定	京都光華女子大学短期大学部 専用
	5号館1階改装工事 建築設計・監理業務	建築設計・監理業務委託	2022年2月～2024年3月	京都光華女子大学短期大学部 専用
	短期大学部歯科衛生学科設置に係る図書	図書:1,005冊	2024年2月29日納入予定 2025年2月28日納入予定	京都光華女子大学短期大学部 専用
	大学新棟新築計画 AV設備	数量:一式	2024年2月29日納入予定	京都光華女子大学・大学院・短期大学部 共用
	5号館1階改装 AV設備	数量:一式	2024年3月17日納入予定	京都光華女子大学短期大学部 専用
	大学新棟新築計画 一般什器(机等)	数量:一式	2024年2月29日納入予定	京都光華女子大学・大学院・短期大学部 共用
	5号館1階改装 一般什器(5号館 歯科衛生学科コンス'用)	数量:一式	2024年3月17日納入予定	京都光華女子大学短期大学部 専用
	短期大学部 歯科衛生学科設置に係る 一般什器(研究室用)	数量:一式	2024年2月29日納入予定	京都光華女子大学短期大学部 専用
	短期大学部 歯科衛生学科設置に係る 歯科関係備品	数量:一式	2024年3月15日納入予定 2025年3月15日納入予定	京都光華女子大学短期大学部 専用
	大学新棟新築計画 フィットネス機器	数量:一式	2024年2月29日納入予定	京都光華女子大学・大学院・短期大学部 共用
	短期大学部 歯科衛生学科設置に係る IT機器(ノートPC)	数量:一式	2023年3月16日納入	京都光華女子大学短期大学部 専用
	短期大学部 歯科衛生学科設置に係る IT機器(インクジェットプリンタ)	数量:一式	2023年2月28日納入	京都光華女子大学短期大学部 専用
大学新棟新築計画 ネットワーク工事 (LAN配線工事)	数量:一式	2024年3月10日納入予定	京都光華女子大学・大学院・短期大学部 共用	

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
2023年度	大学新棟新築計画 ネットワーク工事 (LAN幹線埋設)	数量:一式	2024年3月10日納入予定	京都光華女子大学・大学院・短期大学部 共用
	大学新棟新築計画 ネットワーク工事 (設計・設定)	数量:一式	2024年3月10日納入予定	京都光華女子大学・大学院・短期大学部 共用
	大学新棟新築計画 ネットワーク工事 (AP取付工事)	数量:一式	2024年3月10日納入予定	京都光華女子大学・大学院・短期大学部 共用
	大学新棟新築計画 ネットワーク工事 (スイッチ等機器)	数量:一式	2024年3月10日納入予定	京都光華女子大学・大学院・短期大学部 共用
	大学新棟新築計画 ネットワーク工事 (メディアコンバータ)	数量:一式	2024年3月10日納入予定	京都光華女子大学・大学院・短期大学部 共用
	5号館1階改装 ネットワーク工事 (AP/SW設置)	数量:一式	2024年3月10日納入予定	京都光華女子大学短期大学部 専用
	5号館1階改装 ネットワーク工事 (設計・設定)	数量:一式	2024年3月10日納入予定	京都光華女子大学短期大学部 専用
	大学慈光館2階改修工事	構造:RC造 面積:166.86㎡ 場所:京都市右京区西京極葛野町38番地	2024年2月着工 2024年3月完成予定	京都光華女子大学看護福祉リハビリテーション学部 福祉リハビリテーション学科作業療法専攻 専用
	大学3号館3階 シールドルーム設置工事	構造:SRC造 面積:34.20㎡ 場所:京都市右京区西京極葛野町38番地	2023年8月着工 2023年9月完成予定	京都光華女子大学看護福祉リハビリテーション学部 福祉リハビリテーション学科作業療法専攻 専用
	看護福祉リハビリテーション学部 福祉リハビリテーション学科 作業療法専攻設置に係る図書	図書:約896冊	2024年3月15日納入予定 2025年3月15日納入予定 2026年3月15日納入予定	京都光華女子大学看護福祉リハビリテーション学部 福祉リハビリテーション学科作業療法専攻 専用
	看護福祉リハビリテーション学部 福祉リハビリテーション学科 作業療法専攻 設置に係る 作業療法関係備品	数量:一式	2024年2月29日納入予定 2025年2月28日納入予定 2026年2月28日納入予定	京都光華女子大学看護福祉リハビリテーション学部 福祉リハビリテーション学科作業療法専攻 専用 ※3か年に分けて支払予定 ※概算金額
看護福祉リハビリテーション学部 福祉リハビリテーション学科 作業療法専攻設置に係る 一般什器(研究室用)	数量:一式	2024年2月29日納入予定	京都光華女子大学看護福祉リハビリテーション学部 福祉リハビリテーション学科作業療法専攻 専用	

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
2023年度	看護福祉リハビリテーション学部 福祉リハビリテーション学科 作業療法専攻設置に係る IT機器(ノートPC)	数量:一式	2023年3月16日納入	京都光華女子大学看護福祉リハビリテーション学部 福祉リハビリテーション学科作業療法専攻 専用
	看護福祉リハビリテーション学部 福祉リハビリテーション学科 作業療法専攻設置に係る IT機器(インクジェットプリンタ)	数量:一式	2023年2月28日納入予定	京都光華女子大学看護福祉リハビリテーション学部 福祉リハビリテーション学科作業療法専攻 専用
	大学新棟新築計画 一般什器(研究室)	数量:一式	2024年2月29日納入予定	京都光華女子大学健康科学部健康栄養学科 専用
	健康栄養関係備品	数量:一式	2024年3月15日納入予定	京都光華女子大学健康科学部健康栄養学科 専用 ※概算金額
	5号館改修工事に伴う 給水設備改修工事	数量:一式	2023年8月着工 2023年9月完成予定	京都光華女子大学・大学院・短期大学部 共用
	大学慈光館五条通側 屋外改修工事	数量:一式	2023年2月1日着工 2023年4月7日完成	京都光華女子大学・大学院・短期大学部 共用
	大学給水引込管 定流量弁取付工事	数量:一式	2023年4月30日完成	京都光華女子大学・大学院・短期大学部 共用
幼稚園トイレ改修工事	数量:一式	2023年7月28日着工 2023年8月20日完成予定	光華幼稚園 専用	
2024年度	大学1号館防火シャッター更新	数量:一式	2024年8月着工予定 2024年9月完成予定	京都光華女子大学・大学院・短期大学部 共用 ※概算金額
2025年度	中高GHP更新	数量:一式	2025年7月着工予定 2025年8月完成予定	京都光華高等学校・京都光華中学校 共用 ※概算金額
2026年度	大学瑞風館1階 トイレ改修工事	数量:一式	2026年8月着工予定 2026年9月完成予定	京都光華女子大学・大学院・短期大学部 共用 ※概算金額

資金収支予算決算総括表

(収入の部)

(単位 千円)

科目	年度	開設年度	2025年度	完成年度
		新設校分	新設校分	新設校分
学生生徒納付金収入		83,720	165,395	242,055
手数料収入		2,520	2,620	2,520
寄付金収入		762	762	762
補助金収入		2,487	4,974	4,974
資産売却収入		0	0	0
付随事業・収益事業収入		1,175	2,350	3,524
受取利息・配当金収入		2,086	4,078	5,981
雑収入		457	416	24,391
借入金等収入		0	0	0
前受金収入		0	0	0
その他の収入		0	0	0
資金収入調整勘定		0	0	0
前年度繰越支払資金		0	0	0
収入の部合計		93,207	180,595	284,207

(支出の部)

(単位 千円)

科目	年度	開設年度	2025年度	完成年度
		新設校分	新設校分	新設校分
人件費支出		142,404	150,708	188,409
教育研究経費支出		32,021	41,112	50,203
管理経費支出		20,202	10,202	10,202
借入金等利息支出	}	3,568	3,390	3,211
借入金等返済支出		22,300	22,300	22,300
施設関係支出		1,300	500	600
設備関係支出		300	500	600
資産運用支出		0	0	0
その他の支出		0	0	0
[予備費]		0	0	0
資金支出調整勘定		0	0	0
翌年度繰越支払資金		0	0	0
支出の部合計		222,095	228,712	275,525

事業活動収支予算決算総括表

(単位 千円)

科目		年度	開設年度	2025年度	完成年度
			新設校分	新設校分	新設校分
教育活動収支	収入	学生生徒等納付金	83,720	165,395	242,055
		手数料	2,520	2,620	2,520
		寄付金	762	762	762
		経常費等補助金	2,487	4,974	4,974
		付随事業収入	1,175	2,350	3,524
		雑収入	457	416	24,391
		教育活動収入 計	91,121	176,517	278,226
	支出	人件費	155,050	163,000	176,260
		教育研究経費	70,021	79,112	88,203
		管理経費	20,702	10,702	10,702
徴収不能額等		0	0	0	
	教育活動支出 計	245,773	252,814	275,165	
	教育活動収支差額	-154,652	-76,297	3,061	
教育活動外収支	収入	受取利息・配当金	2,086	4,078	5,981
		その他の教育活動外収入	0	0	0
		教育活動外収入 計	2,086	4,078	5,981
	支出	借入金等利息	3,568	3,390	3,211
		その他の教育活動外支出	0	0	0
		教育活動外支出 計	3,568	3,390	3,211
	教育活動外収支差額	-1,482	688	2,770	
	経常収支差額	-156,134	-75,609	5,831	
特別収支	収入	資産売却差額	0	0	0
		その他の特別収入	0	0	0
		特別収入 計	0	0	0
	支出	資産処分差額	0	0	0
		その他の特別支出	0	0	0
		特別支出 計	0	0	0
	特別収支差額	0	0	0	
〔 予備費 〕		0	0	0	
基本金組入前当年度収支差額		-156,134	-75,609	5,831	
基本金組入額合計		-22,000	-22,000	-22,000	
当年度収支差額		-178,134	-97,609	-16,169	
前年度繰越収支差額		0	0	0	
基本金取崩額		0	0	0	
翌年度繰越収支差額		-178,134	-97,609	-16,169	

(参考)

事業活動収入 計	93,207	180,595	284,207
事業活動支出 計	249,341	256,204	278,376